

平成 26 年・3 月議会

【市立図書館について】

○今林委員 市立図書館、行財政改革プラン、高齢社会における市と地域との役割分担について質問する。市立図書館について、図書館は、市民の読書を支える重要な施設であり、読書は、趣味や娯楽でもあるが、知的な好奇心や研究、生活での必要な知識を得るなど、人にとって大変必要なものだと思う。図書館全体に係る 26 年度予算額及び図書購入に係る予算額を尋ねる。

△教育長 26 年度の図書館全体の予算額については、15 億 2,303 万 8,000 円であり、そのうち図書の購入に充てる予算額は 8,936 万 8,000 円を計上している。

○今林委員 サービス提供などに力を入れているのかもしれないが、全体の予算に比べ、図書購入の予算が少ないように思える。図書館行政の見直しについては、行財政改革プランで、市民ニーズへの対応として分館の開館時間の延長を行うため、指定管理者制度の導入を検討するとされており、市民にとって、図書館が利用しやすくなることは大変よいことだと思う。私の娘も本が大好きで、よく学校図書館から本を借りてくるが、子どもは本を読むことによって言葉を学び、創造力が豊かになり、成長、発達していく。時々、地元の分館である和白地域交流センターにも行くが、早良区にある総合図書館にはなかなか足が向かない。娘 1 人で総合図書館に行くためには、公共交通機関の利用となるが、東区から総合図書館への主要な交通手段はどうなっているか。

△教育長 東区から総合図書館への主要な交通手段については、市営地下鉄の西新駅か藤崎駅で下車し、徒歩かバスを利用する方法と、博多駅や天神から都市高速道路を経由するバスを利用する方法がある。

○今林委員 東区からは、公共交通機関で 1 時間以上もかかる場合があり、行くのに大変苦労する。総合図書館とはどのような施設か。蔵書数と各区別の利用者数を尋ねる。

△教育長 総合図書館については、図書資料部門、文書資料部門、映像資料部門の 3 つの部門から構成され、映像ホールなどを併設する図書館であり、24 年度末の蔵書冊数は 126 万 8,207 冊である。また、総合図書館の貸出利用者数は 41 万 1,213 人で、区別の利用者数は、東区が 1 万 3,442 人で 3.3%、博多区が 8,965 人で 2.2%、中央区が 6 万 5,199 人で 15.8%、南区が 1 万 6,653 人で 4.0%、城南区が 4 万 2,570 人で 10.4%、早良区が 18 万 845 人で 44.0%、西区が 6 万 9,510 人で 16.9%であり、そのほか市外利用者が 1 万 4,029 人で 3.4%である。

○今林委員 各区別の利用では、早良区の18万人に比べ、東区が1万3,000人、博多区では約9,000人と、早良区の20分の1になっている。当たり前の話だが、早良区を中心に総合図書館に近い区の利用が多いことがわかるが、本市には、学校図書館などもあり、大きなところでは各区に分館が整備されている。分館の蔵書数は平均でどの程度か。

△教育長 24年度末の分館の蔵書冊数については、総数で66万4,773冊で、分館は10館であるため、1館当たりの蔵書冊数は約6万6,500冊である。

○今林委員 総合図書館と各区の分館を合わせた各区別の利用者数を尋ねる。

△教育長 24年度の総合図書館と全分館を合わせた利用者数については、120万4,151人で、そのうち東区の利用者が15万968人で12.5%、博多区が9万6,074人で8.0%、中央区が15万8,465人で13.2%、南区が13万4,598人で11.2%、城南区が12万4,497人で10.7%、早良区が28万6,981人で23.8%、西区が25万2,568人で21.0%である。

○今林委員 各區で人口が異なるため比較はできないが、それにしても、早良区、西区の利用が多いようである。利用者数のほかに、利用状況を示す指標として貸し出された本の冊数が重要だと思うが、市立図書館における1人当たりの貸出冊数及び各区別での貸出冊数を尋ねる。

△教育長 24年度の市民1人当たりの年間貸出冊数については3.2冊であり、区別では、東区が1.9冊、博多区が1.6冊、中央区が3.1冊、南区が2.1冊、城南区が3.7冊、早良区が4.9冊、西区が4.6冊である。

○今林委員 早良区が4.9冊と多く、東区の1.9冊とは倍以上の、博多区の1.6冊とは3倍以上の開きがある。原因として考えられるのは、施設の内容、サービスの提供や職員の意識など、分館のいろんな面での利用しやすさも影響しているかもしれない。本来、市民の読書環境の整備は本市独自で行うものであるが、なぜ1人当たりの貸出冊数に差が生じているのか。早良区民が読書好きかもしれないが、不平等の原因は、本市の施策である分館整備の手法の問題だと考えている。127万蔵書もある総合図書館に比べ、10分の1にも満たない7万程度の分館の規模が余りにも小さいためだと思うが、市民から見て読書ができればよいという観点に立てば、東区には県立図書館や新宮町の図書館、博多区、南区には春日市の図書館などもあり、そこを利用しているかもしれない。県立図書館や近隣市町村の図書施設を加味した上での各区別の貸出冊数を尋ねる。

△教育長 24年度の数字で言うと、東区箱崎にある県立図書館の市民の貸出冊数は44万

1,899冊であり、福岡都市圏17市町の公立図書館の間で実施している広域利用では、市民の貸出冊数は75万5,609冊である。これらの図書館を加えた区別の市民1人当たりの貸出冊数は、概数であるが、東区が3.4冊、博多区が2.3冊、中央区が3.2冊、南区が3.3冊、城南区が3.8冊、早良区が5.0冊、西区が4.7冊である。

○今林委員 それでも早良区は5冊で、東区の3.4冊、博多区の2.3冊、南区の3.3冊に比べ、大変な差がある。政令市の1人当たりの貸出冊数の平均と、貸出冊数が多い政令市における分館整備の状況について尋ねる。

△教育長 本市の24年度の市民1人当たりの貸出冊数については3.2冊で、政令市の中では最も少ない横浜市の次に少ない状況である。政令市の貸出冊数の平均は4.3冊で、貸出冊数が多い都市は、多い順にさいたま市の7.7冊、静岡市の6.3冊、岡山市の5.7冊である。分館の整備状況については、貸出冊数が最も多いさいたま市では、23の分館を設置しており、10ある区の拠点には蔵書冊数が約20万冊から50万冊の中規模の分館を配置している。

○今林委員 政令市ごとに図書に関する考え方があると思うが、貸出冊数の多い政令市では、比較的に分館の規模が大きく、中には50万冊程度の蔵書がある中規模の図書館が多く整備されており、本市でも50万蔵書ある中規模程度の図書館が必要ではないか。別の視点では、読書が子どもの学力に影響を与えているのではないかと心配している。読書をすることは、学力向上においてもとても重要であると考えますが、読書と学力との関係について、本市の状況を尋ねる。

△教育長 読書と学力との関係については、貸出冊数と学力との関係を図るような調査は行っていないが、25年度の全国学力・学習状況調査において、読書が好きだと回答した児童生徒は、好きではないと回答した児童生徒よりも、国語、算数、数学の全てで平均正答率が上回っているという結果が出ており、活用力を問う問題においては、特にその差が大きくなっている。

○今林委員 今の答弁は、読書好きな児童生徒と平均正答率の関係であり、具体的に、総合図書館の近くに住む子どもの成績と比較したくなるが、本市では、校区別、学校別にも成績公表をしていない。子どもの成績が読書環境の違いで格差が生じていないか心配である。読書だけならまだしも、総合図書館は、映像資料館や古文書など、いろいろな機能を備えており、総合図書館でしか体験できないことは市民の財産であり、この財産を、東区、博多区の方が利用できていない状況は不平等ではないか。また、平成26年4月策定予定の総合図書館新ビジョンでは4つの視点があり、子どもを重視するという視点もあるが、早良区の子どものみだけの視点になっていないのか心配である。今、新こども病院が整備され

ているアイランドシティでは、周りに公園はあるものの、付随するような子どもに関連する施設は見当たらず、新こども病院だけが浮いているように見える。子どもが集う緑豊かなアイランドシティにするためにも、また、総合図書館新ビジョンが本市に住む多くの子どものためになるように、子ども図書館があったらいいと思う。これからは子どもや市民にとって各区の方々が平等に利用できるよう、中規模程度の図書館分館を整備すべきだと思うが、所見を伺う。

△教育長 図書館分館の整備については、福岡市基本計画に基づき、地域交流センターの整備に合わせて進めている。28年度には、東区千早駅前香椎副都心公共施設内に東図書館を移転して開館する予定としており、今後は、交通の便のよい公共施設などに貸出返却ポイントを設置することや、ふくふくプラザ図書館など市の関連する施設とのネットワーク化を図るなど、図書館サービスを向上させる施策について具体的に検討していく。

○今林委員 新東図書館の蔵書数は何冊か。

△教育長 移転後の東図書館の蔵書冊数については、約6万冊を予定している。

○今林委員 なぜそんなに小さいのか、大変残念である。

【行財政改革プランについて】

○今林委員 次に、行財政改革プランについて、26年度予算では、行財政改革プランの改革実行計画をどの程度反映しているのか、主な取り組みを尋ねる。

△財政局長 26年度予算の編成に際しては、各局区室改革実行計画を踏まえ、市税収入率の向上や市有財産の有効活用などによる歳入の確保、一般職の退職手当の段階的引き下げなどによる人件費の抑制、各区から集約した住民票等の郵送請求業務の委託化など、行政運営の効率化、婦人会館の閉館並びにそのスペースの活用による人権啓発センターの移転など、公共施設の見直しなどの取り組みにより、約52億円の財源捻出を行っている。

○今林委員 着々と進んでいるようだが、技能労務職関係業務については、守衛、自動車運転手、給食調理などの民間委託の実施により見直しが進んでいる。地方公務員法では、職制もしくは定数の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じた場合などは、分限処分により免職できるとされているが、本市の行財政改革プランでは、退職不補充による適正配置で対応するとしている。しかし、技能労務職員の人材活用を図る観点からも、市民ニーズに合った業務ができるよう職種の変更を行うべきだと考えているが、退職不補

充での対応とした場合、事務事業への見直しに伴い発生した余剰人員については、どのように対応しているのか。

△総務企画局長 事務事業の見直しにより職員定数が減少した結果生じた過員については、一義的には同一職種で他の職場への人事異動により対応することとしているが、同一職種での人事異動による対応が困難な場合には、技能労務職で他の職種に変更することなどによって対応することとしている。

○今林委員 行政事務への職種変更は行わないのか。

△総務企画局長 技能労務職職員については、現在、原則退職不補充とした上で、事務事業の見直しにより取り組んでいるため、行政事務への職種変更を行うと、技能労務職に欠員が生じることとなり、その欠員補充への対応が困難であることから、原則として技能労務職から行政事務への職種変更は行っていない。

○今林委員 いつから行政事務への職種変更を認めないようにしたのか。

△総務企画局長 技能労務職職員については、21年度以降、新規採用を抑制した上で事務事業の見直しを行ってきたところであり、基本的には、その後は行政事務への職種変更は行っていない。なお、定期的実施していた技能労務職から行政職への職種変更試験についても、21年度から休止している。

○今林委員 委託等により技能労務職員の仕事がどんどん少なくなり、異動先も限定され、新しい職場の一つである行政事務への異動手段である職種変更もさせず、モチベーションの低下が心配である。現に、事務事業の見直しに伴い、職場のポストが減ったために希望しない職場へ異動せざるを得なくなりモチベーションが下がったという声も聞いている。退職不補充という方針は、退職までは業務の必要性には目を伏せ雇用するという方針であり、この方針こそがモチベーションの低下をつくっていると思っている。市民サービスの向上となる積極的な民営化は大いに結構であるが、そのため、仕事がなくなればほかの仕事を世話することが職種変更の必要性だと思う。今のような考え方では、市民サービス向上に向けた市役所のスクラップ・アンド・ビルドは進まないと思う。技能労務職に限らず人事活性化を図られることを期待する。行革プランでの市立幼稚園のあり方の検討について、市立幼稚園については、公的な役割を終えたから廃園するというのは、市民から見れば相当違和感があると思う。何度も言っているが、同じ年齢層の子どもについて、保育園では待機児童の解消として積極的に推進する一方、幼稚園を廃園することは、大変わかりにくいことだと思う。教育委員会として、市立としての役割を終えたと考えれば、その後

のことについては、たとえ民営化しようとも私立幼稚園を所管していない以上、教育委員会での結論は廃止となってしまうのか。市全体で見る視点が欠けており、廃園後のあり方まで検討して矛盾を解決しなければ、市民にとっては不幸なことになる。縦割り行政の矛盾として、教育委員会だけで無理があるなら、市内部で検討組織を立ち上げていくことが必要であり、地域に育てられた市立幼稚園であることを忘れないでほしい。今後の市立幼稚園のあり方検討の方向性とスケジュールを尋ねる。

△教育長 市立幼稚園については、教育委員会として全て廃園することが適当という方向性をまとめたが、その後の説明会やパブリックコメントなどでのさまざまな意見を受けて、市立幼稚園ごとのスケジュールや、幼少連携の充実に向けた方策などについて検討を継続しているところである。廃園した場合の跡地の活用については、地域性を勘案し、こども未来局など関係局による会議を開催し、社会情勢や財政状況も踏まえ、全市的な観点から慎重に検討を進めていく。現在、こども未来局において、地域の教育、保育などの状況を把握する福岡市こども・子育て支援に関するニーズ調査が進められており、今後、その状況も見ながら市立幼稚園のあり方基本方針を決定していく。

○今林委員 市立保育所について、民営化方針のもと、市立保育所は7園を残し、幼稚園については全て廃止する方針が出されているが、市立保育所はなぜ残すのか。

△こども未来局長 公立保育所を残す理由としては、地震等の災害時や強力な感染症の発生時など、緊急の対応が必要となった場合に、必要な保育を行うためのセーフティーネットとしての機能を公立保育所が果たす必要があると考えている。また、民間保育所を指導監督していくために必要な専門知識、経験を持った人材を養成する必要もあるため、一定の保育所を公立として運営する必要があると判断したものである。なお、区子育て支援課における虐待相談や、こども総合相談センターにおける一時保護児童の指導にも保育士を配置しており、現場経験のある保育士が担当することで、よりきめ細かな対応が可能となっているところである。

○今林委員 残された市立保育所は、特別な機能を持ち、その7園の保育士は特別な能力を持っているように聞こえるが、保育行政として、公立と民間に差があってよいのか。保育園についても、民間に依頼している現状から、市立幼稚園の廃園の理由である、公立としての役目は終えたことと同じように考えるのが一般的だと思われ、7園を残すのではなく、全ての市立保育所の民営化についても検討されるよう要望しておく。技能労務職の退職不補充との関係について、市立保育所での民営化に伴い、保育士の削減が必要となっているが、どのように対応しているのか。

△こども未来局長 保育士の数については、入所児童数の増加により保育士が必要となっていることや、定年等退職による保育士の減少、さらには、各区の子育て支援課やこども総合相談センター、本庁等、保育所以外の所属に約40名の保育士を配置していることなどから、現状においては、民営化による保育士の余剰を抱えている状況にはない。

○今林委員 保育士は、新しい職域として区役所などへの異動が開拓されているが、技能労務職の方々に対してもなぜ同じようにできないのか。他の行政分野でも活躍できるような職場づくりを重ねて要望しておく。行財政改革プランにおける県との役割分担の一つの例として、こども病院があり、市外、県外からの患者が多いこども病院に対して、国、県への負担を求めているが、進捗状況を尋ねる。

△保健福祉局長 こども病院は、市内はもとより、県内及び九州全域からも多くの患者を受け入れている病院であるが、新病院においては、小児高度医療、周産期医療のさらなる充実を図ることとしており、新病院が広域的に果たす役割などについて、国、県に対し十分理解を求めながら、さまざまな機会を捉えてより一層の費用負担を求めてきたところである。今後とも精力的に、国、県の費用負担に関する協議を進めていく。

○今林委員 こども病院の市外の利用者は、通院で40.8%、入院では54.6%になっている。こども病院の性質上、全国的にそのような状況にあることから、多くの県では県単位の整備されている。本市は、進藤市長の思いである、子どもの命を守るという崇高な理念のもと、こども病院を整備している。当然、利用者を選別することはしないが、国や県からもらうべき負担は、当然、もらうべきであり、もっと積極的に行動してほしい。また、市民病院についても、市外利用者が通院で33.6%、入院では38.73%と、多くの患者が市外から来ている病院となっており、こども病院と同様に県や利用している市町村に負担を求めていくべきだと思うが、市民病院に対して県等からの支援があっているのか尋ねる。

△保健福祉局長 市民病院に対しては、現在、国、県から救急勤務医支援事業費補助などの補助を受けており、また、感染症病床の受け入れに伴い、感染症病床の整備費用についても補助を受けることとしている。市民病院は、市内外から多くの患者が来る地域の中核病院としての役割を果たすとともに、救急医療等の医療機能の強化により病院経営も改善したところであるが、今後、市民病院のあり方とあわせて費用負担のあり方についても検討していく。

○今林委員 市民病院の位置づけが民間病院と同じで、地元地域の方が風邪などでも通院できる病院となっている。公的な病院の位置づけ、責務は、民間と同じ地域病院とは異なり、今の市民病院は本来の設置趣旨とは矛盾していると思う。市民病院は、自治体の責務

として不採算分野でも必要である救急医療、高度先進医療などに特化した病院とすべきであり、風邪などの診療は民間に任せるべきである。市民病院が、独法後、少しずつ変わろうとしていること、今回、市民病院が救急医療へのさらなる対応や、感染症ベッド整備による新型インフルエンザ等への対応に備えていることは公的役割を重視するもので、市民の安全確保に十分貢献するものとして大変評価しているが、残念ながら、平成 20 年の病院審議会の答申により、将来を見据えた公的病院のあり方についての議論はかき消されたように思える。平成 20 年の病院審議会での議論は、市からの諮問が、独法後の市民病院のあり方だけにとどまったために、25 年経過という病院機能としては老朽化している市民病院の将来的な議論が進まず、現実的に地域の中核病院としての位置づけを追認しただけであった。なお、平成 20 年 9 月議会の決議である、将来を見越したこども病院と市立病院とのあり方については、今後、質問していく。

【高齢社会における市と地域の役割分担について】

○今林委員 次に、高齢社会における市と地域との役割分担について、今回、市民局を中心に、高齢社会における対応として、コミュニティとの共働のあり方・最適化の検討が進められようとしている。その見直しの 1 番目の項目で、地域の高齢者対策として自治協の補助メニューに高齢者事業を追加、社会福祉協議会の補助金を自治協へ統合、共同募金の交付先を自治協へ変更が上げられている。この検討については、昨年 10 月に市民局所管の第 1 委員協議会に報告され、その後、地域や関係者の意見を聞いたとのことであるが、高齢者福祉を担当している第 2 委員会への報告は 2 月議会と、少し報告がおくれたようである。一方、社会福祉協議会については、今回の見直しの検討のほか、行革プランでも地域福祉施策の中で役割機能を整理すると聞いているが、今回の高齢社会への対応として、コミュニティとの共働のあり方・最適化の検討と行革プランとの関連を尋ねる。

△保健福祉局長 今後、本市においても急速に高齢化が進んでいくが、高齢者が地域で安心して暮らしていくためには、民生委員、社会福祉協議会、自治協議会など、地域が一体となって高齢者をささえていく仕組みづくりを進めていく必要があることから、今回はそのための一つの案として提案したものである。行財政改革プランの中では、本市の地域福祉施策の中で、社会福祉協議会の役割や機能を整理し、本市からの適切な補助のあり方を検討するとなっているが、地域の支え合いの仕組みづくりは社会福祉協議会の重要な機能、役割と考えている。

○今林委員 行革プランとコミュニティとの共働のあり方・最適化の検討は関係ないようであり、提案内容について唐突の感は否めない。一方、行革プランでは、社会福祉協議会の事業費、運営費、補助金の見直しについて、私の知らないところで着実に進められてい

るようだが、見直しの状況とスケジュールを尋ねる。

△保健福祉局長 社会福祉協議会では、平成 25 年 3 月に起動プランを策定し、進むべき方向性を明らかにしたところであるが、これをより具体化するため、自立経営の視点により、主要事業の方向性や事業展開を支える仕組み等の検討を行い、経営計画としてまとめる予定と聞いている。

○今林委員 行革プランは、市が主導で検討するものではないのか。いつごろまでに経営計画を策定するのか。

△保健福祉局長 経営計画は、平成 26 年 3 月末までに策定し、改善策等について 26 年度から順次取り組んでいく予定と聞いている。

○今林委員 私は、あて職で社会福祉協議会の理事になっているが、3 月末策定予定の経営計画の内容を詳しく聞いていない。理事も知らない経営計画が、それも今月末に本当に作成されるのか。社会福祉協議会のあり方について、自治協議会との関係の見直しは突然あらわれ、26 年度も検討するとされる一方、社会福祉協議会自体の見直しは、25 年度末に経営計画が作成され、実行されるとのことであり、ばらばらに議論され、連動もないように思える。社会福祉協議会に対する補助金について、行革プランでは 26 年度からの見直し予定になっているが、見直しの内容はどうなっているか、26 年度予算に変更はあるのか尋ねる。

△保健福祉局長 26 年度の福岡市社会福祉協議会に対する補助金については、これまで同様、地域福祉推進に係る人件費やボランティア養成等に関する事業費への助成としているが、平成 26 年 3 月末に策定予定の経営計画を踏まえた補助金の見直しについては、26 年度以降と考えている。

○今林委員 26 年度からの計画はできたが、予算への反映は 27 年度からであり、26 年度は何をするのか。26 年度からでもできることは行うべきである。市が社会福祉協議会に余り関与すべきではないと思うが、少なくとも全国組織である社会福祉協議会の設置趣旨から連携してやるべきだと思っている。社会福祉協議会の設置根拠と、市と社会福祉協議会との関係を尋ねる。

△保健福祉局長 社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に定められた社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助等を行う団体として、都道府県及び市町村ごとに設置された団体である。本市においては、住民によ

る地域福祉を推進する団体として、本市及び各区の社会福祉協議会に、また、これらを通して各校区社会福祉協議会に補助金を交付しているところである。

○今林委員 3月の経営計画の策定の内容もよくわからず、26年度から見直し予定の補助金も変わっていない。今回の見直しは、社会福祉協議会自体の存続の問題だと思っているが、何か他人事のように聞こえる。自治協議会に役割を譲った場合、法的な社会福祉協議会は廃止も視野に入ると思うが、全国的に社会福祉協議会がない自治体はあるのか。

△保健福祉局長 社会福祉法に規定する市町村社会福祉協議会は、全国の各市町村に設置されている。

○今林委員 高齢社会への対応として、存在感の薄い公的機関である社会福祉協議会の手足をしっかりさせて、もっと活用すべきか、徹底的に見直して別の体制で取り組むべきか、はっきりしたほうがよいと思う。市民の安全、安心や福祉を守るのは、本来は市である。今、話題としている福祉は、市や公的機関の社会福祉協議会などがやるべき公助についてである。市民は、自助としておのおの努力し、地域は、共助として市からの補助金などの支援を受け、自治協議会を中心に助け合いを行った上での公助としての責任を言っているのである。公助には、介護保険、年金などの公的社会保障などもあるが、今回は市が独自に取り組む公助である。今回のように見直し検討に至る原因として、公的な社会福祉協議会の仕事を自治協議会に吸収させようとする考えは、今の校区社会福祉協議会が手足となる体制に不備があり、地域活動がうまくできていないからだと思う。市の責任で行う公助を地域にお願いするなら、補助金ではなく、委託業務として役割分担を明確にしてお願いすべきだと思う。この際、これからも多くなる市で行うべき高齢者対策や安全対策について、共助に依存する自治会依存をやめて、新しいケアシステムを構築してはどうか。市や公的機関である社会福祉協議会、社会福祉事業団、包括支援センター、シルバー人材センターなどのマンパワーや補助金を統合し、本市が今考えている地域包括ケアシステムをもっと柔軟にして、校区単位の専門組織集団を形成することがよいと思っている。今、市から地域へどの程度補助金を支出しているのか。コミュニティに関して地域に直接支出している自治協議会に対する補助金は幾らか。

△市民局長 自治協議会に対する補助金の額については、26年度予算案において、福岡市活力あるまちづくり支援事業補助金として4億7,310万4,000円を計上している。

○今林委員 高齢者に関して、地域に間接的に支出している社会福祉協議会、地域包括支援センターなどに係る費用を尋ねる。

△保健福祉局長 26年度予算で、社会福祉協議会補助金に係る経費は4億6,089万8,000円、いきいきセンターふくおかの運営等経費は10億4,247万3,000円である。

○今林委員 少なくとも代表的な福祉施策に限っても、間接的に支出をしている金額は、社会福祉協議会が約4.6億円、地域包括支援センターは10億円と、それだけでも15億円である。専門性のある地域包括支援センターを地域へそのまま移すことはできないと思うが、自治協議会の補助金の4.7億円の3倍以上もある。そのほか、高齢者施策は、老人クラブの助成、民生委員、シルバー人材センターなどの経費、行革プランでもメニューの統一が指摘されているおむつ配布、高齢者タクシーなど、数え切れないほどのメニューがあり、介護保険などを含まない本市独自施策の高齢者福祉総務費の26年度予算は約177億円となっている。そのほか、環境対策、安全対策など、市が地域と個別にかかわっている事業はたくさんあり、間接的に支出している組織を統合し、その効果を自治協議会に対する、もっと自由に組み入れる共助への支援に回すべきだと思う。今回の見直しである共同募金の分配金の変更、校区社会福祉協議会への助成金の変更などは、公助を行うべき市と、共助を行う地域との役割分担が不明確になるものだと思うが所見を尋ねる。

△保健福祉局長 今回の提案は、本市が超高齢社会を迎える中で、公的サービスに加え、地域全体での取り組みがますます重要となることを踏まえて、高齢者を地域で支えるための一つの案として、関係者や地域の方々に提案したところであり、今後とも社会福祉協議会や自治協議会とも十分協議しながら、超高齢社会に対応した仕組みづくりについて検討していく。

○今林委員 地域にお願いするならば、役割分担を明確にしてお願いすべきである。自治協議会制度の最大の矛盾は、地域が主体的に言いながら、補助金で縛りつけ、市の事業や方針を押しつけていることだと思う。自治協議会がつくられた組織であり、補助金で縛るやり方に疑問を持っている。高齢者福祉に関して、今後の市と地域との関係について所見を伺う。

△保健福祉局長 今後の超高齢社会に対応していくためには、自主的な健康づくりや社会参加活動などの自助、さまざまな主体が協力し合う取り組みである共助、介護保険や年金などの社会保障制度や各種行政サービスなどの公助の3つが適切に組み合わせる必要があると考えている。特に、地域で暮らす高齢者を支えていくためには、行政のみならず、地域住民や地域団体、事業者などのさまざまな団体が一緒になって取り組む共助が重要であり、長年にわたって地域に根づいた活動を行っている社会福祉協議会を初め、民生委員や自治協議会等の各種団体と協力しながら、超高齢社会に向けた地域づくりにしっかり取り組んでいきたいと考えている。